

令和7年度第2回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年10月3日（金）午後4時14分～午後5時34分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）
（徳島市徳島町城内6－6）

2 出席委員

（公益委員）稲倉委員 竹原委員 段野委員

（労側委員）木戸委員 矢藤委員 横井委員

（使側委員）久米委員 鴻池委員 五島委員

3 議事要旨

（1）事務局から、電気機械器具等製造業に係る基礎調査結果、経済情勢等について、資料に基づき資料の説明を行った。

（2）電気機械器具等特定最低賃金額改正に関する各委員の主張は下記のとおりである。

使側

○ 事務局にお尋ねするが、徳島県の特賃（電気）の金額は、全国の中でどの位置にあるのか。

（事務局から、「正確な数値を即答できないため、次回までに取りまとめた資料として提示する」旨の回答を行う。）

労側

○ 委員提出資料に基づき、説明が行われ、労側としては現在の1,038円を117円引上げて1,155円とすることを求める。

使側

○ 自動車部品関係については、ここ2年ほどは低迷期である。電池、半導体について、ようやく引き合いも増加しており明るい兆しも見えるが、現状としては電池関連については足踏み状態、半導体関連については厳しい状態にある。

ただ、一方で優秀な人材を確保したいとの思いはあるため、賃上げ自体には同意するものの、先行きが不透明であり、価格転嫁に関しても実行するには様々な障害があることを考慮すると現在の1,038円を50円引上げて1,088円とすることを求める。

（3）公労、公使の順番で二者協議に入る。

（4）労使の二者協議の結果、各委員の主張は下記のとおりである。

労側

○ 現在の特賃（電気）の金額が愛媛県と同額で香川県を上回っているこ

とに関しては使側に対して感謝、労側としては高卒初任給の金額を上げて、他県や他業種に優秀な人材を流出することは避けたい思いがある。

使側

- 使側としても優秀な人材確保には賃上げが必要と認識しており、県内企業の業績と他県や他業種とのバランスを考えながら審議したい。

労使双方とも最初に提示した金額からの歩み寄りはなかったことから次回審議への持ち越しとなる。

4 次回開催

10月16日（木） 15時00分～ （徳島地方合同庁舎 6 階会議室）